

3 適用期日

本告示は、令和5年4月1日から適用することとしたこと。

なお、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第55号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の3に掲げる「放電加工」についても、当面の間、適用する。